三　（略）

四　受給権者の死亡した年月日

五・六　（略）

2・3　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三～十一　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十三　（略）

3～9　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十二条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により障害基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十　（略）

3・4　（略）

（支給停止の申出）

第三十二条の二　法第二十条の二第一項の規定により障害基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

三　（略）

四　受給権者の死亡の年月日

五・六　（略）

2・3　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号

三～十一　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十三　（略）

3～9　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十二条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により障害基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～五　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十　（略）

3・4　（略）

（支給停止の申出）

第三十二条の二　法第二十条の二第一項の規定により障害基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）